

## 市街地緑化事業費補助金申込方法

必ず、事業に着手する前に申請してください。事業着手後の申請は受付できません。

### 手続きの流れ

事業の計画段階で公園緑地課へご相談ください。  
条件等、詳しくご説明します。なお、申請前に現地を確認する場合がございます。  
その際、申請書等書類をお渡しします。

申請書類を公園緑地課へ提出。※  
事業に着手する2週間前までに提出してください。

審査(書類・現地確認)

交付決定通知

事業に着手(生垣の設置、屋上緑化の施工、壁面緑化の施工、花のまちづくりの実施)  
↓  
事業の完了(生垣設置完了、屋上緑化の施工完了、壁面緑化の施工完了)  
(花のまちづくりについては実施年度の事業の完了)

実績報告書類を公園緑地課へ提出※  
(事業完了後30日経過した日  
又は当該年度の3月31日の  
どちらか早い日までに提出)

完了検査(書類・現地確認)

交付確定通知

請求書類を公園緑地課へ提出※

補助金交付

※ 郵送、FAX 及びメールでの提出は不可

補助を受ける方がすること:

市がすること: